尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書

9月7日、尖閣諸島沖の日本領海内で中国漁船衝突事件が発生し、那覇地方 検察庁は25日、公務執行妨害容疑で逮捕された中国人船長を処分保留のまま 釈放した。

「尖閣諸島は日本固有の領土で領有権の問題は存在しない」というのが政府の見解である。過去の経緯を見ても中国や台湾が領有権について独自の主張を行うようになったのは、1970年以降であり、それ以前はどの国も異議を唱えたことはなかった。

しかし、今回中国人船長が逮捕されると、中国政府は、閣僚級以上の交流停止や国連総会での日中首脳会談を見送るなどの対抗措置をとり、中国人観光客の訪日中止など日本の各種産業にも悪影響が出ている状況にある。

一方、日中両国の友好的な発展と協力関係は、二国間のみならず、地域・国際社会全体にとっても極めて重要であり、真剣な対話を通じて課題を解決していくことが必要である。

よって、国及び政府に対し、毅然とした外交姿勢を確立するため、次の事項 を実現するよう強く求める。

- 1 「尖閣諸島は日本固有の領土である」との態度・根拠を明確に中国及び諸 外国に示し、今後同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処す ること。
- 2 海上保安庁が撮影した衝突時のビデオの公表時期を的確に判断し、事実関係の解明に努めること。
- 3 日中関係については、対話を重ねて平和的解決に努力すること。
- 4 尖閣諸島周辺海域において我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行で きるよう、適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2010年(平成22年)12月17日

高 砂 市 議 会